特定外来生物 (植物)の駆除活動の推進について

市では、平成28年度に、長良川をはじめとする市内の清流を守り、次世代へ継承していくために「郡上市清流長良川等保全条例」を制定しました。その柱となる4つの基本理念の中に生物多様性の維持を掲げ、外来生物への対策を実施するように努めることとしています。

これに基づき、平成30年度から河川を中心に駆除を進めています。

特定外来生物とは

もともとその地域に生息していない生物で、人間の活動によって他の地域から持ち込まれた生物を外来生物と言います。このうち、生態系や人の生命、身体、農林水産業へ影響を及ぼすおそれがあるものとして特定外来種飼養、栽培、保管、運搬、販売、譲渡、輸入、野外に放つこと、種をまくこと等が禁止されており、違反すると個人の場合は3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金、法人の場合は1億円以下の罰金が科せられます。

現在では110種類あり、今回紹介する種類以外にも、多数の動物や植物が指定されています。

特定外来生物の影響

○生態系への影響

- もともといた植物や動物(以下、在来種)の生息場所やエサを奪う。
- ●種類の近い生物と交雑して、雑種をつくってしまい、在来種の遺伝子でなくなる。
- 在来種を食べることにより、生態系が乱される。
- ○人の生命、身体への影響
- ●凶暴な性質や、毒を持つ外来生物にかまれたり、刺されたりする。●感染症を媒介する。
- ○農林水産業への影響
- 農作物を食べたり、畑を踏み荒らす漁業の対象となる魚を食べたり、危害を加える。

駆除にご協力をお願いします

市内では、特定外来生物(植物)のうち、オオキンケイギクが広範囲にわたって繁殖しています。**この植物は、5 月から7月頃にかけて花が咲きます**。この時期に自治会の清掃活動などに併せて駆除を行っていただきますようお願いします。また、自宅の敷地内などで見つけた場合も、駆除に協力をお願いします。

オオキンケイギク 観賞用・緑化用として持ち込まれ定着した、キク科の多年生植物





○特徴

● 5月~7月頃にコスモスに似た黄色の花が咲く。●花の直径は5~7 cm。●舌状の花びらの 先に不規則に4~5つのギザギザがある。●草 丈は50~70cm。●葉は細長い楕円形で両面に荒 い毛がある。

○よく似た植物

オオキンケイギクは在来種のキバナコスモスと良く似ていますが、次の点が異なります。

- キバナコスモスは開花期が初秋である。
- オオキンケイギクは花びらの先のギザギザが少ない。
- オオキンケイギクは葉が短く、切れ込みが多い。

○駆除の方法

根こそぎ抜き取り、土を払って袋に入れてください。翌年以降も種から発芽したり、残った根から再生したりする可能性がありますので、その場合は引き続き駆除を行ってください。

オオキンケイギクはきれいな花が咲きますが、そのままにしておいてはいけません。また、種をまいたり栽培したりすることは、前述のとおり違法行為になりますので、絶対に行わないでください。

特定外来生物は繁殖力がとても強く、駆除を進めなければ生息範囲を広げていきます。その対策には、市民のみなさんのご協力が必要不可欠です。生物多様性の保全のため、特定外来生物の撲滅を目指して、ご協力をお願いします。 外来生物について詳しく知りたい場合は、環境省ホームページ「日本の外来種対策」

(http://www.env.go.jp/nature/intro/index.html) をご覧ください。

【問い合わせ先】 環境水道部環境課 ☎67-1833